

令和4年度 事業評価シート

| 基本情報 | | 所属名 | 商工振興課 | | |
|--|---|---|----------|--|--|
| 事業名称 | 特定退職金共済掛金補助金 | | | | |
| 実施根拠 (条例・規則・要綱等) | 船橋市特定退職金共済掛金補助金交付規則、船橋市特定退職金共済掛金補助金交付要綱 | | | | |
| 事業開始年月日 | 平成5年4月1日 | 最終制度改正年月日 | 令和4年4月1日 | | |
| 事業目的 (実現・達成したいこと) | 特定退職金共済団体である公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター(以下、FCS)と退職金共済契約を締結している事業主(以下「加入事業主」という。)が掛金を払い込んでいる場合において当該加入事業主に対し、特定退職金共済掛金補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、加入事業主の費用負担の軽減を図り、もって雇用の安定に資することを目的とする。 | | | | |
| 事業概要 (誰に、何を、どうするのか) | FCSが行う「特定退職金共済掛金制度」に加入し、共済掛金を支払った事業主を対象に補助を行う。特定退職金共済掛金制度とは所得税法施行令第73条に基づきFCSが運用している制度であり、事業主から毎月掛金を集め、運用を行う。利息がつくため、退職時に預けた掛金に加えて利息分が退職金として加入者に支払われる制度である。制度の根幹の運用は保険会社が行っている。 | | | | |
| 実施背景 (事業を実施することになった背景・要因) | H5年4月、国の中小企業退職金共済には加入しても退職金を受け取れない労働者(勤続1年未満の臨時職員など)に対する退職金制度を設けるべくFCSが税務署より特定退職金共済団体としての承認を得て運営を開始。それに伴い、平成5年4月より、船橋市特定退職金共済掛金補助金事業を開始。 | | | | |
| これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷) | <p><事業開始から平成9年まで></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象掛金…被共済者につき加入事業者が払い込んだ退職金共済契約を締結した月を含む連続した12か月分の掛金 ・補助対象金額…1月当たり被共済者1人につき、その者につき加入事業主が払い込んだ掛金の月額1/4の額(十円未満の端数切り捨て) <p><平成9年以降現在まで></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象掛金…被共済者につき加入事業者が払い込んだ退職金共済契約を締結した月を含む連続した24か月分の掛金 ・補助対象金額…1月当たり被共済者1人につき、その者につき加入事業主が払い込んだ掛金の月額1/3の額(十円未満の端数切り捨て) | | | | |
| 事業内容 | 対象者 | 内容(要件・単価・限度額・サービス内容など) | | | |
| | 加入事業主 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象掛金…被共済者につき加入事業者が払い込んだ退職金共済契約を締結した月を含む連続した24か月分の掛金 ・補助対象金額…1月当たり被共済者1人につき、その者につき加入事業主が払い込んだ掛金の月額1/3の額(十円未満の端数切り捨て) | | | |

事業実績

| | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------|---------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 (単位:千円) | 当初予算額 | 7,200 | 7,000 | 6,800 | 6,800 |
| | うち一般財源 | 7,200 | 7,000 | 6,800 | 6,800 |
| | 決算(見込)額 | 6,271 | 5,153 | 4,447 | - |
| 対象者数・ 交付件数など | 延べ申請企業数 | 90 | 91 | 90 | |
| | 延べ申請人数 | 642 | 610 | 570 | |
| | | | | | |

交付税、国・県補助の有無

| | 有無 | (ありの場合)名称・内容 |
|----------------------|----|--------------|
| 交付税措置 | なし | |
| 国・県補助 | なし | |
| (国・県補助への) 上乗せ・横出し | なし | |

業務量

| 繁忙期 | 8～9月、2～3月 | | | | | | | | |
|---------------------|-----------|------|----|----------|----|---------|----|--------|----|
| 業務頻度 (年1回・月1回など) | 年2回 | | | | | | | | |
| 人工 | | 常勤職員 | | 会計年度任用職員 | | 再任用(フル) | | 再任用(短) | |
| | 人工 | 1.0 | 人工 | 0.0 | 人工 | 0.0 | 人工 | 0.0 | 人工 |
| | 従事者数 | 2 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

| | |
|------|--------------|
| 所属名 | 商工振興課 |
| 事業名称 | 特定退職金共済掛金補助金 |

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

| 項目 | 課題 | 今後の方向性 |
|-----------------|---|---|
| 1 国の事業との類似重複 | 本事業の補助対象となる特退共が、国の「中小企業退職金共済掛金制度」（以下、「中退共」という。）と類似重複している。 | FCSと連携し、継続的に見直しを検討していく。特退共は、中退共に比べて、最低掛金が小さいため、中退共に加入できない事業者をカバーしていることの対応を検討した上で、改廃の可能性について検討をする。 |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

| 項目 | 課題 | 今後の方向性 |
|-----------------|---|---|
| 1 国の事業との類似重複 | <ul style="list-style-type: none"> ・近隣市は、自治体ではなく商工会議所にて特退共を実施している。 ・近隣市7市中、特退共加入事業者に対する補助を行っているのは1市のみである。 ・近隣市7市中、3市は中退共加入事業者に対する補助を行っているが、国補助への上乗せのため、本市より市の補助率は低く抑えられている。 ・近隣市7市中、4市は、中退共加入事業者に対しても補助を実施していない。 ・近隣市の中にも特退共制度を廃止した市がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・掛金ごとの加入者数など本市の特退共の現状を正確に分析の上、今後の方向性について検討する。 ・特退共の特徴である勤続1年未満の退職者に対する退職金支給の意義の検証や、中退共の最低掛金未満の低掛金の加入者への対応を検討し、中小企業支援としての必要性が低い場合は、補助制度の見直しを行う。 |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |

取組状況

※令和4年度評価結果に対する各年度の取組状況を記載しています

| 所属名 | | 商工振興課 | | | |
|------|------------|--------------|--|---------|---|
| 事業名称 | | 特定退職金共済掛金補助金 | | | |
| 項目 | 状況 | 令和5年度状況 | 令和6年度状況 | 令和7年度状況 | |
| 1 | 国の事業との類似重複 | 継続 | 平成29年度から令和3年度までの本市の特定退職金共済制度（特退共）について把握したところ、中小企業退職金共済制度（中退共）における最低掛金未満の加入者が、特退共の加入者の約半数を占めていたことに加え、中退共より多くの退職金の支給を受けられる短期で退職した特退共の加入者が6割以上を占めていた。このことから、特退共は中退共の補完となっているため、現時点において事業の必要性を確認した。 また、補助額に関して他市比較を行ったところ、上限額の設定をしている自治体が多いことから上限額の設定に向け、運営主体である財団と改定時期等について協議している。 | - | - |
| 2 | | - | - | - | |
| 3 | | - | - | - | |
| 4 | | - | - | - | |